

会費に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本女子大学教育文化振興桜楓会（以下「本会」という。）の定款第7条に定める申込み、第8条に定める会費等、第9条に定める退会に関する細則として、本会の会員が納付する会費の種類、金額、納付方法及び入会手続きを定める。

第2章 会費

(正会員会費)

第2条 定款第6条第1項に定める正会員が納付する会費は、正会員入会金及び正会員会費とする。

(1)正会員入会金は、本会に入会するときに納めるもので金5,000円とする。

(2)正会員会費は、年額金5,000円とし、毎年度3月末日までに納めるものとする。

(3)従前に正会員であった者が、退会後改めて入会する場合については、正会員入会金は納めないものとする。

2 正会員が前項第1号の会費を納めるに当り、将来の会費を一括して前納する場合は、次の各号に定める割合で割引くものとする。

(1)5年分の会費を一括して前納する場合は、4%

(2)10年分の会費を一括して前納する場合は、10%

(3)20年分の会費を一括して前納する場合は、20%

3 正会員会費の納入にあたり、金融機関の自動引き落としを利用する場合については、1項第2号の額より10%割引いた額を納めるものとする。

(準会員会費)

第3条 定款第6条第1項に定める準会員が納付する会費は、準会員会費とする。

2 準会員会費は、在学期間金5,000円を原則として入学時に納入するものとする。

(賛助会員会費)

第4条 定款第6条第1項に定める賛助会員が納付する賛助金は、個人 金5,000円、 団体 金10,000円を一口とし当該年度に納めるものとする。

2 賛助会員の納入に当り、金融機関の自動引き落としを利用する場合については、1項の額より10%割引いた額を納めるものとする。

(会費の返還)

第5条 納入された会費は、いかなる理由があっても返還しない。

第3章 申込み手続き等

(正会員及び準会員入会手続)

第6条 本会に正会員として入会する者は、この規程に定める入会金及び年会費を納入して申し込みをした後、本会での手続を経て、入金日をもって入会となる。

2 本会に準会員として入会する者は、この規程に定める準会員会費を納入して申し込みをした後、本会での手続を経て、入金日をもって入会となる。

(賛助会員入会手続)

第7条 賛助会費として入会を希望する者は、入会願いを理事会に提出し、申込みを行い、理事会は、申込みを行った者に対して、必要な審査を行い入会承認の可否を決定し、その旨を通知する。その後、この規則に定める会費を納入し、本会での手続を経て、入金日をもって入会となる。

第4章 退会等

(退会等)

第8条 賛助会員が、会費を納入しない場合には、退会となる。会員が会費納入後、年度途中で退会する場合については、別途様式で定める退会届を本会に対して提出するものとする。

2 正会員が会費を納入しない場合はその資格を失う。

第5章 雑則

(規則の改廃)

第9条 この規則のほか、会費に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

附則

この規則は、一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

沿革

昭和61年4月26日総会決定

平成2年10月5日一部変更

平成18年5月27日一部変更

平成20年5月24日一部変更

平成23年5月28日一部変更

平成27年6月20日一部変更

平成29年6月17日一部変更

2022年2月4日一部変更